様式第１号

砂病看専第２３号
令和５年６月１２日

砂川市長　飯澤　明彦　　殿

〔設置者の名称〕　砂川市

〔代表者の役職〕　砂川市長　飯澤　明彦

大学等における修学の支援に関する法律第７条第１項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

| | |
|---|---|
| 大学等の名称 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 大学等の種類<br>（いずれかに○を付すこと） | （大学・短期大学・高等専門学校・専門学校） |
| 大学等の所在地 | 北海道砂川市西４条北１丁目１番５号 |
| 学長又は校長の氏名 | 岩木　宏之 |
| 設置者の名称 | 砂川市 |
| 設置者の主たる事務所の所在地 | 北海道砂川市西７条北２丁目１番１号 |
| 設置者の代表者の氏名 | 飯澤　明彦 |
| 申請書を公表する予定のホームページアドレス | http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html |

※ 以下のいずれかの□にレ点（☑）を付けて下さい。

☑　確認申請
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第１項に基づき確認申請書を提出します。

☑　更新確認申請書の提出
　大学等における修学の支援に関する法律施行規則第５条第３項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点（☑）を付けて下さい。

☑　この申請書（添付書類を含む。）の記載内容は、事実に相違ありません。

☑　確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律（以下「大学等修学支援法」という。）に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☑　大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☑　申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第７条第２項第３号及び第４号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

| 様式番号 | 所属部署・担当者名 | 電話番号 | 電子メールアドレス |
|---|---|---|---|
| 第１号 | 看護専門学校・細川　仁 | 0125-52-6171 | hosokawa@med.sunagawa.hokkaido.jp |
| 第２号の１ | 看護専門学校・細川　仁 | 0125-52-6171 | hosokawa@med.sunagawa.hokkaido.jp |
| 第２号の２ | 看護専門学校・細川　仁 | 0125-52-6171 | hosokawa@med.sunagawa.hokkaido.jp |
| 第２号の３ | 看護専門学校・細川　仁 | 0125-52-6171 | hosokawa@med.sunagawa.hokkaido.jp |
| 第２号の４ | 看護専門学校・細川　仁 | 0125-52-6171 | hosokawa@med.sunagawa.hokkaido.jp |

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☑）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

☑　実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》

☑　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「⑵-①学外者である理事の複数配置」関係

□　《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

☑　《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

☑　客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

☑　実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

□　《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料

☑　確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

（添付書類）経営要件を満たすことを示す資料

| | |
|---|---|
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤　明彦 |

Ⅰ　直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

| | 経常収入(A) | 経常支出(B) | 差額(A)-(B) |
|---|---|---|---|
| 申請前年度の決算 | 102,971,106 円 | 128,420,118 円 | -25,449,012 円 |
| 申請２年度前の決算 | 109,168,380 円 | 134,368,288 円 | -25,199,908 円 |
| 申請３年度前の決算 | 94,318,682 円 | 119,927,121 円 | -25,608,439 円 |

Ⅱ　直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

| | 運用資産(C) | 外部負債(D) | 差額(C)-(D) |
|---|---|---|---|
| 申請前年度の決算 | 円 | 円 | 円 |

Ⅲ　申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

| | 収容定員(E) | 在学生等の数(F) | 収容定員充足率<br>(F)/(E) |
|---|---|---|---|
| 今年度（申請年度） | 105 人 | 85 人 | 80.9% |
| 前年度 | 105 人 | 89 人 | 84.7% |
| 前々年度 | 105 人 | 91 人 | 86.6% |

（Ⅱの補足資料）「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 資産の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

○「外部負債」に計上した勘定科目

| 勘定科目の名称 | 負債の内容 | 申請前年度の決算における金額 |
|---|---|---|
| | | 円 |
| | | 円 |
| | | 円 |

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校コード | H101222600014 |
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤明彦 |

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|---|---|---|---|---|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | 11人 | 12人 | 13人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | —人 | —人 | |
| | 第Ⅱ区分 | —人 | —人 | |
| | 第Ⅲ区分 | —人 | —人 | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | 0人 |
| 合計（年間） | | | | 13人 |
| （備考） | | | | |

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | 0人 |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | 0人 | | |
| 修得単位数が標準単位数の５割以下<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下） | 0人 | | |
| 出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | | |
| 「警告」の区分に連続して該当 | 0人 | | |
| 計 | 0人 | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | 0人 | 前半期 | 0人 | 後半期 | 0人 |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | 0人 |
| ３月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が標準単位数の６割以下（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下） | 0人 | | |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | 0人 | | |
| 出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況 | 0人 | | |
| 計 | 0人 | | |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤　明彦 |

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|---|---|---|---|---|---|
| 看護専門 | 看護 | 夜 ・ 通信 | 103 単位（3,000 時間） | 102 単位 | |
| | | 夜 ・ 通信 | | | |
| | | 夜 ・ 通信 | | | |
| | | 夜 ・ 通信 | | | |
| （備考） | | | | | |

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

３．要件を満たすことが困難である学科

| 学科名 |
|---|
| （困難である理由）<br>なし |

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤　明彦 |

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|---|---|
| 名称 | 砂川市立病院附属看護専門学校外部評価委員会 |
| 役割 | 外部評価委員会の評価内容は、次の 10 項目に掲げるものとする。<br>①学校経営　②教育課程・教育活動　③入学・卒業対策　④学生生活への支援　⑤管理運営・財政　⑥施設設備　⑦教職員の育成　⑧広報　⑨地域との連携　⑩自己点検・評価の検証<br>最終評価の結果は、学校ホームページ等により公表する。 |

２．外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|---|---|---|
| 開業医師 | ２年 | 医師会長 |
| 元　大学学部部長 | ２年 | 専門職業人育成学専攻 |
| 公立病院看護部長 | ２年 | 地域医療機関看護部長 |
| 実習指導者講習講師 | ２年 | 前　本校副学校長 |
| 元　小学校校長 | ２年 | 本校模擬患者ボランティア |
| （備考） | | |

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|---|---|
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤　明彦 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書（シラバス）を作成し、公表していること。

（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要）

「シラバスの作成」

終講時に講義・実習ともに「学生による授業評価」「教員による授業評価」を行い、評価をもとに授業計画（シラバス）を授業担当者が見直し、学校運営会議にて承認後、学校長の決裁を得る。

「シラバスの公表時期」

学校運営会議において承認された後、新学期前３月に公表し、入学時（１年生４月）に学生全員に学生便覧を配布し説明している。

| | |
|---|---|
| 授業計画書の公表方法 | HP： http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html |

２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）

「単位の認定」

（１）学則で定める授業科目ごとに行い、成績評価の基準を満たした者に単位の認定を行います。

（２）単位の算定基準（計算方法）　授業科目は内容により講義、演習、臨地実習等に分けており、単位計算は次の通りです。

| | |
|---|---|
| 講義及び演習 | 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする |
| 実験、演習及び実技 | 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする |
| 臨地実習 | 45 時間の実習をもって 1 単位とする |

（３）1 単位の授業科目は「看護師養成所の運営に関する指導要領」において 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成することが標準となっています。

「授業科目の評価」

（１）学科の評価法

学科成績の評価は、筆記、レポート、又はその他の方法により行います。

（２）評価の実施

原則として試験期間を設けていますが、各科目の所定の授業終了後に行うものもあります。

（３）臨地実習評価

実習成績の評価は実習取組状況、実習記録等から各実習科目の担当講師と実習指導者が行います。

（４）筆記試験の実施

①試験時間は１科目 60 分とする。但し、試験内容により変更となる。

②学生に不正行為があった場合、試験監督の判断により教室から退室となる。またその試験は不合格とする。

③試験当日にその理由が「やむをえない理由」に当たらない場合は、「評価を受けられない場合」とし、当該科目の履修は無効となる。

④試験に遅刻した学生は、試験開始 20 分までに入室した場合に受験できる。

⑤このほか、評価、履修に関わる内容は「学生便覧･教育計画」の「履修規定」に沿って判断する

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

「評価及び評価基準」

１．評価は、筆記試験、レポート、口答又は、実技試験、実習その他適宜な方法により行なうものとする。

２．学科試験は、各学期末または科目の所定の授業終了後行なうものとする。

３．臨地実習の評価は、実習指導者との協議の上、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。但し指定された記録物が、期日に提出されなければ不合格となる場合がある。

４．評価を受けなかった場合は、当該科目の履修は無効となる。

５．成績の評価は、100 点満点とし、表で示す基準により評点が 60 点以上であった場合、合格となり、評語 A・B・C で評価する。59 点以下は不合格となり、評語は D で評価する。

| 判　　定 | | 合　　格 | | | | 不合格 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価 | 評点 | 100～90 | 89～80 | 79～70 | 69～60 | 59 以下 |
| | 評語 | A | A | B | C | D |
| GP（後述） | | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |

６．授業科目の Grade Point（以下 GP）の平均値 Grade Point Average（以下 GPA）は学修への取り組みを質的に把握するための指標である。前項の成績評価に対して、GP を設定し、授業科目の GP の平均値 GPA を算出する。

（１）GP は、Ａを 4 点及び 3 点、Ｂを 2 点、Ｃを 1 点、Ｄを 0 点とする。

（２）GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示する。

（３）GPA 算入対象科目は、学則第 16 条関係別表にある授業科目とする。ただし、学則第 21 条に定める認定された入学前の既習単位は GPA 算入対象外とする。

（４）算出された GPA の目安

| GPA | 総合評価 |
|---|---|
| 3.5～4.0 | 大変優秀な成績 |
| 3.2～3.4 | 優秀な成績 |
| 1.6～3.1 | 平均的な成績 |
| 1.0～1.5 | 努力を要する成績 |
| 0～0.9 | より一層努力を要する成績 |

| 客観的な指標の算出方法の公表方法 | HP： http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html |
|---|---|

| ４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 | |
|---|---|
| （卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）<br>「卒業の要件」<br>１．卒業が認定されるためには、定められた修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。<br>２．本校における授業科目は全て必修です。 | |
| 卒業の認定に関する方針の公表方法 | HP： http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html |

| | |
|---|---|
| 修業年限 | 3 年以上在学（休学及び停学期間を除く）但し 6 年を越えて在学することはできません。 |
| 修得単位数 | 学則別表（第 16 条関係）教育課程を参照して下さい。<br>1　基礎分野　14 単位<br>2　専門基礎分野　23 単位<br>3　専門分野　66 単位　合計 103 単位 |

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | 砂川市立病院附属看護専門学校 |
| 設置者名 | 砂川市長　飯澤　明彦 |

１．財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|---|---|
| 貸借対照表 | 機関要件の確認事務に関する指針<br>「国公立の専門学校で法人化されていない場合は記載不要」となっていることから未記載とする。 |
| 収支計算書又は損益計算書 | |
| 財産目録 | |
| 事業報告書 | |
| 監事による監査報告（書） | |

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

| 分野 | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| ３年 | 昼 | 3000 時間／103 単位 | 1965<br>/80 | | 1035<br>/23 | | |
| | | | 単位時間／単位 | | | | |

| 生徒総定員数 | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| 105 人 | 85 人 | 0 人 | 14 人 | 102 人 | 116 人 |

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

## 授業科目及び単位(時間数)

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位 | 時間 |
|---|---|---|---|---|
| 基礎分野 | 科学的思考の基盤 | 教育学 | 1 | 30 |
| | | 論理学 | 1 | 15 |
| | | 心理学 | 1 | 30 |
| | | 文章構成 | 1 | 30 |
| | | 情報科学 | 1 | 30 |
| | 人間と生活・社会の理解 | 社会学 | 1 | 30 |
| | | 倫理学 | 1 | 15 |
| | | 臨床倫理 | 1 | 15 |
| | | 人間関係論基礎 | 1 | 30 |
| | | 実践コミュニケーション | 1 | 30 |
| | | 英語Ⅰ | 1 | 15 |
| | | 英語Ⅱ | 1 | 15 |
| | | 保健体育 | 1 | 30 |
| | | 運動と健康 | 1 | 15 |
| | | 小計 | 14 | 330 |
| 専門基礎分野 | 人体の構造と機能 | 解剖生理学Ⅰ | 1 | 30 |
| | | 解剖生理学Ⅱ | 1 | 30 |
| | | 解剖生理学Ⅲ | 1 | 30 |
| | | 解剖生理学Ⅳ | 1 | 30 |
| | | 生化学 | 1 | 30 |
| | 疾病の成り立ちと回復の促進 | 病理学 | 1 | 30 |
| | | 微生物学 | 1 | 30 |
| | | 臨床薬理学 | 1 | 30 |
| | | 栄養と食事療法 | 1 | 15 |
| | | 病態生理学Ⅰ | 1 | 30 |
| | | 病態生理学Ⅱ | 1 | 15 |
| | | 病態生理学Ⅲ | 1 | 30 |
| | | 病態生理学Ⅳ | 1 | 30 |
| | | 疾病と治療 | 1 | 30 |
| | | 臨床判断の基礎 | 1 | 30 |
| | | クリティカルシンキングと臨床判断の実践 | 1 | 30 |
| | | 看護の生理学 | 1 | 15 |
| | 健康支援と社会保障制度 | 社会保障と社会福祉Ⅰ | 1 | 15 |
| | | 社会保障と社会福祉Ⅱ | 1 | 15 |
| | | 公衆衛生学 | 1 | 30 |
| | | 関係法規 | 1 | 30 |
| | | 医療安全 | 1 | 15 |
| | | 総合医療論 | 1 | 15 |
| | | 小計 | 23 | 585 |
| 専門分野 | 基礎看護学 | 基礎看護学概論 | 1 | 30 |
| | | 看護理論 | 1 | 15 |
| | | 人間関係の技術 | 1 | 30 |
| | | ヘルスアセスメントⅠ | 1 | 15 |
| | | ヘルスアセスメントⅡ | 1 | 30 |
| | | 看護診断 | 1 | 30 |
| | | 生活援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | | 生活援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | | 生活援助論Ⅲ | 1 | 30 |
| | | 診療の補助技術 | 1 | 30 |
| | | 看護技術演習 | 1 | 15 |

| 教育内容 | | 授業科目 | 単位 | 時間 |
|---|---|---|---|---|
| 専門分野 | 地域・在宅看護論 | 健康と暮らしを支える看護 | 1 | 30 |
| | | 地域･在宅看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | 在宅における医療処置と看護 | 1 | 15 |
| | | 地域・在宅看護の展開 | 1 | 30 |
| | | 地域包括支援と多職種連携 | 1 | 15 |
| | | 地域・在宅看護過程の展開 | 1 | 15 |
| | 成人看護学 | 成人看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | リハビリテーション看護 | 1 | 30 |
| | | セルフマネジメントを支援する看護 | 1 | 30 |
| | | クリティカルケア看護 | 1 | 30 |
| | | 終末期看護 | 1 | 30 |
| | | 成人看護過程の展開 | 1 | 30 |
| | 老年看護学 | 老年看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | 高齢者の生活支援 | 1 | 15 |
| | | 老年看護の援助論 | 1 | 30 |
| | | 老年看護の技術 | 1 | 15 |
| | 小児看護学 | 小児看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | 小児看護の援助論Ⅰ | 1 | 30 |
| | | 小児看護の援助論Ⅱ | 1 | 15 |
| | | 小児看護過程の展開 | 1 | 15 |
| | 母性看護学 | 母性看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | 母性看護の援助論Ⅰ | 1 | 15 |
| | | 母性看護の援助論Ⅱ | 1 | 30 |
| | | 母性看護過程の展開 | 1 | 15 |
| | 精神看護学 | 精神看護の基礎 | 1 | 30 |
| | | 精神看護の援助論 | 1 | 30 |
| | | 精神看護と多職種協働 | 1 | 15 |
| | | 精神看護過程の展開 | 1 | 15 |
| | 看護の統合と実践 | 看護管理 | 1 | 15 |
| | | 看護研究 | 1 | 30 |
| | | 災害看護・国際看護 | 1 | 15 |
| | | 臨床判断の応用 | 1 | 30 |
| | | 小計 | 43 | 1050 |
| 専門分野 | 臨地実習 | 基礎看護学実習Ⅰ | 1 | 45 |
| | | 基礎看護学実習Ⅱ | 2 | 90 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅰ | 2 | 90 |
| | | 地域・在宅看護論実習Ⅱ | 2 | 90 |
| | | 老年看護学実習 | 2 | 90 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅰ | 2 | 90 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅱ | 2 | 90 |
| | | 成人・老年看護学実習Ⅲ | 2 | 90 |
| | | 小児看護学実習Ⅰ | 1 | 45 |
| | | 母性看護学実習Ⅰ | 1 | 45 |
| | | 小児看護学実習Ⅱ | 1 | 45 |
| | | 母性看護学実習Ⅱ | 1 | 45 |
| | | 精神看護学実習 | 2 | 90 |
| | | 看護の統合と実践実習 | 2 | 90 |
| | | 小計 | 23 | 1035 |
| | | 総合計 | 103 | 3000 |

成績評価の基準・方法

（概要）

【様式第２号の３（再掲）】

「評価及び評価基準」

１．評価は、筆記試験、レポート、口答又は、実技試験、実習その他適宜な方法により行なうものとする。

２．学科試験は、各学期末または科目の所定の授業終了後行なうものとする。

３．臨地実習の評価は、実習指導者との協議の上、当該実習担当教員が総合的に判断して行う。但し指定された記録物が、期日に提出されなければ不合格となる場合がある。

４．評価を受けなかった場合は、当該科目の履修は無効となる。

５．成績の評価は、100 点満点とし、表で示す基準により評点が 60 点以上であった場合、合格となり、評語 A・B・C で評価する。59 点以下は不合格となり、評語は D で評価する。

| 判　　定 | | 合　　格 | | | | 不合格 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価 | 評点 | 100～90 | 89～80 | 79～70 | 69～60 | 59 以下 |
| | 評語 | A | A | B | C | D |
| GP（後述） | | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |

６．授業科目の Grade Point（以下 GP）の平均値 Grade Point Average（以下 GPA）は学修への取り組みを質的に把握するための指標である。前項の成績評価に対して、GP を設定し、授業科目の GP の平均値 GPA を算出する。

（１）GP は、Ａを 4 点及び 3 点、Ｂを 2 点、Ｃを 1 点、Ｄを 0 点とする。

（２）GPA は、GP と単位数の積の総和を単位数の総和で除し、小数 2 位を四捨五入し、小数第 1 位までを表示する。

（３）GPA 算入対象科目は、学則第 16 条関係別表にある授業科目とする。ただし、学則第 21 条に定める認定された入学前の既習単位は GPA 算入対象外とする。

（４）算出された GPA の目安

| GPA | 総合評価 |
|---|---|
| 3.5～4.0 | 大変優秀な成績 |
| 3.2～3.4 | 優秀な成績 |
| 1.6～3.1 | 平均的な成績 |
| 1.0～1.5 | 努力を要する成績 |
| 0～0.9 | より一層努力を要する成績 |

| 卒業・進級の認定基準 |
|---|
| （概要）<br>「卒業の要件」【様式第２号の３（再掲）】<br>１．卒業が認定されるためには、定められた修業年限以上在学し、所定の単位数を修得しなければなりません。<br>２．本校における授業科目は全て必修です。 |

| | |
|---|---|
| | 3 年以上在学（休学及び停学期間を除く）但し 6 年を越えて在学することはできません。 |
| 修得<br>単位数 | 学則別表（第 16 条関係）教育課程を参照して下さい。<br>1　基礎分野　14 単位<br>2　専門基礎分野　23 単位<br>3　専門分野　66 単位　合計 103 単位 |

「進級の認定」
　教育計画に基づく授業科目を履修し、その試験に合格（100 点満点中 60 点以上）した者、また所定の授業時間の 3 分の 2 以上出席した者に単位の認定を与え、進級査定会議において決定する。

| 学修支援等 |
|---|
| （概要）<br>「砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例」<br>　卒業後に砂川市立病院に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与することによりこれらの者の修学を容易にすることを目的とする。 |

| 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
|---|---|---|---|
| 卒業者数 | 進学者数 | 就職者数<br>（自営業を含む。） | その他 |
| ３１人<br>（100%） | １人<br>（3%） | ３０人<br>（97%） | ０人<br>（0%） |
| （主な就職、業界等）<br>砂川市立病院・市立札幌病院・ＪＲ札幌病院・札幌北楡病院など | | | |
| （就職指導内容）<br>砂川市立病院採用説明会の開催、関係業界の就職支援セミナーの開催など | | | |
| （主な学修成果（資格・検定等））<br>看護師国家資格 | | | |
| （備考）（任意記載事項） | | | |

| 中途退学の現状 | | |
|---|---|---|
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| ８９人 | １人 | １．１％ |
| （中途退学の主な理由）<br>**進路変更** | | |
| （中退防止・中退者支援のための取組）<br>**スクールカウンセリング及び傾聴法の実施** | | |

②学校単位の情報

ａ）「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料（年間） | その他 | 備考（任意記載事項） |
|---|---|---|---|---|
| 看護 | 50,000 円 | 180,000 円 | 60,000 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |
| | 円 | 円 | 円 | |

修学支援（任意記載事項）

砂川市病院事業看護学生修学資金貸与制度あり
日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者に対し、奨学生採用候補者決定通知を入学案内通知記載期限内に提示した場合、入学金の猶予を実施する。

ｂ）学校評価

自己評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）

学校の運営及び教育活動等の状況について評価及び提言を行い、本校の教育・研究並びに学校運営に関して、より一層の発展に資することを目的とし、外部委員として５名の構成により、学校長の要請により開催する。

学校関係者評価の委員

| 所属 | 任期 | 種別 |
|---|---|---|
| 開業医師 | ２年 | 医師会長 |
| 元　大学学部部長 | ２年 | 専門職業人育成学専攻 |
| 公立病院看護部長 | ２年 | 地域医療機関看護部長 |
| 実習指導者講習講師 | ２年 | 前　本校副学校長 |
| 元　小学校校長 | ２年 | 本校模擬患者ボランティア |

学校関係者評価結果の公表方法

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

第三者による学校評価（任意記載事項）

ｃ）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法）

ホームページ：http://www.med.sunagawa.hokkaido.jp/school/index.html

（別紙）

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が 1 人以上 10 人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が 0 人の場合には、「0 人」と記載すること。

| | |
|---|---|
| 学校名 | **砂川市立病院附属看護専門学校** |
| 設置者名 | **砂川市長　飯澤　明彦** |

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|---|---|---|---|---|
| 支援対象者（家計急変による者を除く） | | １３人 | １２人 | １３人 |
| 内訳 | 第Ⅰ区分 | －人 | －人 | |
| | 第Ⅱ区分 | －人 | －人 | |
| | 第Ⅲ区分 | －人 | －人 | |
| 家計急変による支援対象者（年間） | | | | ０人 |
| 合計（年間） | | | | １３人 |
| （備考） | | | | |

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第１号、第２号、第３号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 年間 | ０人 |

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 修得単位数が標準単位数の５割以下<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の５割以下） | ０人 | ０人 | ０人 |
| 出席率が５割以下その他学修意欲が著しく低い状況 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 「警告」の区分に連続して該当 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 計 | ０人 | ０人 | ０人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 年間 | ０人 | 前半期 | ０人 | 後半期 | ０人 |

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---|---|
| 退学 | ０人 |
| ３月以上の停学 | ０人 |
| 年間計 | ０人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---|---|
| ３月未満の停学 | ０人 |
| 訓告 | ０人 |
| 年間計 | ０人 |
| （備考） | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。） | |
|---|---|---|---|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が標準単位数の６割以下<br>（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の６割以下） | ０人 | ０人 | ０人 |
| ＧＰＡ等が下位４分の１ | ０人 | ０人 | ０人 |
| 出席率が８割以下その他学修意欲が低い状況 | ０人 | ０人 | ０人 |
| 計 | ０人 | ０人 | ０人 |
| （備考） | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは，日本産業規格Ａ４とする。